

入 札 公 告（変更）

分任支出負担行為担当官
鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊
経理隊長 石田 耕平

鹿空基（契）公告第 9 2 号（令和 7 年 5 月 9 日）で公告した「PCB 含有量検査」の入札について、下記のとおり変更する。

記

8 入札方法

- (1) 入札書の記載金額
落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の 10%（軽減税率対象品目については 8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100（軽減税率対象品目については 108 分の 100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。ただし、入札（見積）書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
- (2) 契約金額の端数処理
入札（見積）書に記載された金額の 100 分の 110（軽減税率対象品目については 100 分の 108）に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約において、単価に 1 円未満の端数が生じた場合には 1 円未満 3 桁以下を切り捨てるものとし、請求金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (3) 本入札は、単価にて入札し、落札決定とする。
- (4) 入札書は官側の書式を使用する。

を

8 入札方法

- (1) 入札書の記載金額
落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の 10%（軽減税率対象品目については 8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100（軽減税率対象品目については 108 分の 100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。ただし、入札（見積）書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
- (2) 契約金額の端数処理
入札（見積）書に記載された金額の 100 分の 110（軽減税率対象品目については 100 分の 108）に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約において、単価に 1 円未満の端数が生じた場合には 1 円未満 3 桁以下を切り捨てるものとし、請求金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (3) 入札書は官側の書式を使用する。

に変更する。

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官代理
鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊
契約班長 福田 恭子

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

調達要求番号	件 名	数量単位	履行期限	履行場所
07-1-2143-2001-0012-00	P C B 含有量検査	1式	令和7年8月15日	鹿屋航空基地及び契約の相手方工場

2 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 7 年 5 月 30 日（金） 13時30分
（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、前日の16時00分まで）
(2) 場 所 海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊入札室

3 入札参加申込の日時及び場所

- (1) 日 時 公告日～ 令和 7 年 5 月 29 日（木）
8時00分～12時00分及び13時00分～16時45分
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
(2) 場 所 海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊入札室
(3) 申 込 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しに件名と連絡先を記入した送信表を添付し、
海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊に提示する。（F A X 可）
※資格申請中の場合、別途連絡すること。

4 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達にかかる指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとします。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
(7) 日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者。
(8) 3項に示す期限までに申込みを行い、仕様書を受領した者。

5 入札（仕様書）説明会の日時及び場所

なし（仕様内容の問い合わせ：補給隊 岡本 内線：2369）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免 除
(2) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の110/100に相当する金額（軽減税率対象品目については108/100））の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

7 適用する契約条項

役務請負契約一般条項

8 入札方法

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。ただし、入札（見積）書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。

(2) 契約金額の端数処理

入札（見積）書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約において、単価に1円未満の端数が生じた場合には1円未満3桁以下を切り捨てるものとし、請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) 本入札は、単価にて入札し、落札決定とする。

(4) 入札書は官側の書式を使用する。

9 入札の無効

(1) 入札書に記名がないとき又は金額等の記載が不明な場合。

(2) 電信電話による入札。

(3) 本公告に示した競争参加資格がない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札。

10 契約書作成の要否

海上自衛隊契約規則の実施に関する書式等について（通知）に基づく契約書の作成を要する。

11 その他

(1) 入札心得・契約条項は、鹿屋航空基地隊経理隊入札室に掲示してある。

(2) 入札に関する問い合わせ：電話 0994-43-3111（内線2450） F A X 0994-42-2586 担当 平本

(3) この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。

（ホームページアドレス：http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/nyusatsu_idx.html）